

静岡県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年11月6日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 竹 内 良 訓
静岡県監査委員 四 本 康 久

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡県高等学校	令和5年6月30日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 生徒の個人情報に記載された資料の紛失 3 内 容 静岡県高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報に記載された資料を紛失した。	
【措置の内容】 生徒を引率し電車で移動中、座席で資料を確認した際、座席ポケットに一時収納して置き忘れた可能性が高く、降車時の確認不足が原因であると考えられます。 紛失判明後、直ちに各所に確認を行いましたが発見できなかったため、令和4年12月8日（木）に参加生徒、保護者に謝罪及び経緯説明のメールをするとともに、食事アレルギー対応一覧に該当する生徒の保護者には個別に連絡し謝罪と経緯説明を行いました。あわせて、発生直後の職員会議等において、校長から全職員に対して個人情報保護徹底の注意喚起をし、その後も継続的に注意をしています。 個人情報を含む資料は原則持ち出さず、必要に応じて学校へ電話をして確認する体制をとり、持ち出す場合であっても必要最低限の情報を管理職が所持することとしました。 また、現地で複数人が資料を閲覧する必要がある学校行事については、Googleドライブを利用して共有する等の紛失防止対策を講じております。 これらの対応をルール化し、個人情報の適切な管理について、職員の意識を高め再発防止に努めます。	